

○近江八幡市立教育集会所の設置等に関する条例

昭和47年7月1日

条例第25号

注 平成12年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 旧地域改善対策特別措置法(昭和57年法律第16号)の規定に基づき、住民の生活、文化の向上に資するため、近江八幡市に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理の委託)

第3条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、集会所の管理を設置地の公共的団体に委託することができる。

(事業)

第4条 集会所は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学級講座の開設、諸集会の開催その他社会教育活動に関すること。
- (2) 住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (3) 同和行政の総合調整推進に関すること。

(職員)

第5条 集会所に所長その他必要な職員を置くことができる。

(使用制限)

第6条 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、使用を認めない。

(平12条例44・追加)

(運営)

第7条 集会所の運営について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(平12条例44・旧第6条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

付 則(平成4年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第44号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 別表

名称

近江八幡市立八幡教育集会所

近江八幡市立八幡教育集会所(別館)

近江八幡市立大森教育集会所

近江八幡市立住吉教育集会所

近江八幡市立堀上教育集会所

近江八幡市立末広(第1)教育集会所

近江八幡市立末広(第2)教育集会所

位置

近江八幡市八幡町170番地

近江八幡市八幡町258番地の1

近江八幡市大森町88番地

近江八幡市池田木町809番地

近江八幡市堀上町251番地

近江八幡市末広町556番地の1

近江八幡市末広町284番地の2